

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成１２年１月町田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表６９の７の項中「７５，０００円」を「６７，０００円」に改め、同表８５の４の項の次に次のように加える。

８５の５ 土壤汚染対策法第２７条の ２第１項の規定に基づく汚染土壌処 理業に係る譲渡及び譲受の承認の申 請に対する審査手数料	１件につき １２０，０００円
８５の６ 土壤汚染対策法第２７条の ３第１項の規定に基づく汚染土壌処 理業に係る法人の合併又は分割の承 認の申請に対する審査手数料	１件につき １２０，０００円
８５の７ 土壤汚染対策法第２７条の ４第１項の規定に基づく汚染土壌処 理業に係る相続の承認の申請に対す る審査手数料	１件につき １２０，０００円

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
69の7 使用済自動車 の再資源化等に関する法律第7 0条第1項の規定に基づく破砕業事 業範囲変更許可申請手数料	1件につき <u>67,000円</u>	69の7 使用済自動車 の再資源化等に関する法律第7 0条第1項の規定に基づく破砕業事 業範囲変更許可申請手数料	1件につき <u>75,000円</u>
略	略	略	略
85の4 略	略	85の4 略	略
85の5 土壌汚染 対策法第27条の2第1項の規定に 基づく汚染土壌処理業に係る譲渡及 び譲受の承認の申請に対する審査手 数料	1件につき <u>120,000円</u>		
85の6 土壌汚染 対策法第27条の3第1項の規定に 基づく汚染土壌処理業に係る法人の 合併又は分割の承認の申請に対する 審査手数料	1件につき <u>120,000円</u>		
85の7 土壌汚染 対策法第27条の4第1項の規定に 基づく汚染土壌処理業に係る相続の 承認の申請に対する審査手数料	1件につき <u>120,000円</u>		
略	略	略	略

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
備考 略	備考 略